

新井雄大「めざせ！東京オリンピック」後援会 会則

第1条（名称）

本会は、正式名称を新井雄大「めざせ！東京オリンピック」後援会（以下「本会」という）と称する。
（略称、新井雄大後援会）

第2条（目的）

本会は上越市出身である新井雄大選手（以下「新井選手」という）が、2020年東京オリンピックで日本代表に選出され、活躍できるよう物心両面の支援を行う。また、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)新井選手が男子バレーボール日本代表として大会に出場し、活躍できるように応援する。
- (2)新井選手が東京オリンピックに出場し、活躍できるように支援する。
- (3)新井選手を囲む激励会または報告会を開催する。
- (4)その他に目的達成のための事業を実施する。

第4条（期間）

本会の期間は、東京オリンピック終了までとする。

第5条（会員）

本会は、次の会員並びに賛助会員をもって組織する。

- (1)本会の趣旨に賛同し、協力する者
- (2)本会の趣旨に賛同する企業等

第6条（入会・退会）

会費の納入及び寄付をもって会の入会とし、会費納入できない場合は、退会とみなす。

第7条（会費）

本会の会計は、会費・寄付金及びその他の収入によって運営する。

- 2 会員及び賛助会員の会費の額、並びにその納入方法は次のとおりとする。
 - (1)会費は年会費とする
 - (2)個人会員は、1口 2,000円以上とする。
 - (3)企業（法人）会員は1口 10,000円以上とする。
 - (4)寄付金の納入時期は、任意とする。
 - (5)会員は、理由の如何を問わず、会費の返還を請求することができない。

第8条（役員）

本会は、次の役員を置く。

会長 1名 ・ 副会長 2名 ・ 理事 若干名 ・ 事務局 若干名

第9条（名誉会長及び顧問）

本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。

第10条（役員を選出）

会長は、総会において会員の互選により選出する。

- 2 副会長・理事は、会長が委嘱する。
- 3 役員が欠けた場合は、補充役員を置くことができる。

第11条（役員の職務）

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、事業の企画及び会の運営にあたる。
- 4 会計監査員は、会計を監査する。

第12条（会議）

会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集し、議長務めて必要事項を審議する。

- 2 総会は、必要に応じて随時開催し、重要事項を審議し、決定する。
- 3 役員会は、必要に応じて随時開催し、事業計画・予算及び決算・会則の制定及び改正・その他の事項を審議し、決定する。
- 4 会議は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

第13条（事務局）

本会には、事務局を置き、庶務及び会計事務を処理する。

- 2 事務局の組織及び運営に関しては、会長が別に定める。

第14条（事業計画及び予算）

本会の事業計画及び収支予算は、役員会の承認を経て、総会の議決を得なければならない。

第15条（事業報告及び決算）

本会の事業報告及び収支決算は、毎年事業年度終了後、速やかに総会を開催し、議決を得なければならない。

第16条（会計年度）

本会の会計年度は毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

- 2 最初の事業年度は、設立の日から平成29年8月31日までとする。

第17条（補則）

この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、平成28年11月 1日より施行
平成29年 2月26日一部改正